

## 森林環境税のしくみ



出典：林野庁/総務省パンフレット「森林環境税の仕組み」

### ●税の納め方(納税方法)

個人住民税均等割と併せて納めていただきます。

### ●納税義務者

#### 1月1日現在に県内に住所を有する個人

※ 前年の所得が一定額以下の方、生活保護を受給している方等は課税されません。

### ●納める額

**個人：年1,000円**

### ●森林環境譲与税について

お納めいただいた森林環境税は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度（森林所有者に代わって市町村が森林の管理を行う制度）を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

## 森林環境税Q&A

### 今までより負担が増えるの？

○平成26年度から、東日本大震災の復興財源として個人住民税の均等割額に年1,000円が上乗せされていたものが令和5年度で廃止となり、令和6年度から森林環境税として同額が賦課徴収されるため、皆様のご負担額は変わりません。

### 「森林環境税」とは？「豊かな森づくり協働税(県税)」との違いは？

- 森林環境税は、令和6年度から個人住民税と併せて賦課徴収される国税で、国に払い込まれたのち、県・市町村に「森林環境譲与税」として配分されます。
- 豊かな森づくり協働税は、平成17年度に県税として創設された森林環境保全税の仕組みを転用し、令和5年度から、県民の参画と協働を一層推進し、二酸化炭素の吸収等の公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるため、新たにスタートしたものです。
- 森林環境譲与税は、主に森林所有者に代わって市町村が行う森林整備等に活用されるのに対し、豊かな森づくり協働税は、森林所有者が行う森林整備の支援等に活用されるものであり、それぞれの役割を担う両税により豊かな森づくりを展開していきます。

## お問合せ先

### ●個人住民税の課税等に関すること

課税される市町村役場へお尋ねください

### ●税収の用途及び森づくりに関すること

県庁林政企画課 0857-26-7300

森林環境税等の詳細については  
こちら  
(林野庁ホームページ→)

